



障害を持つアメリカ人法の下での通知

ビーバートン市は、1990年障害を持つアメリカ人法の（ADA）第II章の要件に準じて、市のサービス、プログラムまたは活動に対して障害を持つ有資格者を障害によって差別することはありません。

雇用 市は、その雇用または雇用慣行における障害に基づく差別をしません。また、ADA第I章の下で米国雇用機会均等委員会が公布するすべての規則に準拠します。

効果的なコミュニケーション 市は、一般的に、要求に応じて、障害のある有資格者が市のプログラム、サービス、および活動に平等に参加できるように、資格のある手話通訳、点字文書などの適切なサポートを提供し、会話、聴覚、または視覚障害を持つ人に情報および連絡可能な他の方法を提供します。

方針および手続き変更 市は、障害を持つ人がそのプログラム、サービス、および活動のすべてを楽しむ平等な機会を持つことを確実にするために方針およびプログラムへのすべての合理的な変更を行います。例えば、一般的にペットが禁止されている場所であっても、介助動物同伴の個人は、市のオフィスに歓迎されます。

追加料金 市は、市民に開放されているが、車椅子を使用する人には利用できない場所から物を取り出すなど、補助的支援／サービスまたは方針の合理的な変更を提供する費用を負担するために特定の障害者または障害の任意グループに追加料金を請求しません。

基本的な改変/不当な負担 ADAは、基本的にそのプログラムやサービスの性質を変化させる、または不当な財務または管理上の負担を課すいかなる行為も市に要求しません。

連絡先 市のプログラム、サービスまたは活動に参加する際、コミュニケーションを効果的に行うための補助的支援またはサービスが必要であったり、または方針または手続きの変更を必要とする人は、できるだけ早く、遅くとも予定されたイベントの三営業日前に、市のADAコーディネーターに連絡しなければなりません。

申し立て 市のプログラム、サービスまたは活動が障害者に利用できないという申し立ては、市のADAコーディネーターにしなければなりません。

連絡先: ADA COORDINATOR, HUMAN RESOURCES
PO Box 4755
Beaverton, OR 97076
ADA@BeavertonOregon.gov
電話: (503) 526-2200

この通知は、要求に応じて別の方法で提供可能です。その場合、市のADAコーディネーターまでお問い合わせください。